

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3年 3月 1日 至 令和 4年 2月 28日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 江竜皮ふ科

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 滋賀県彦根市後三条町 593-9

(3) 設立認可年月日 平成 6年 6月 7日

(4) 設立登記年月日 平成 6年 6月 16日

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	江竜皮ふ科	滋賀県彦根市後三条町 593-9	許可なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 4月 16日 令和 2年度決算の決定

令和 4年 2月 25日 令和 4年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和 4年度の借入金額の最高限度額の決定

様式2

法人名 医療法人 江童皮ふ科
 所在地 滋賀県彦根市後三条町593-9

※医療法人整理番号

財 産 目 錄
 (令和 4年 2月 28日現在)

1. 資 産 領	98,000 千円
2. 負 債 領	14,059 千円
3. 純 資 産 領	83,941 千円

(内訳)

(単位:千円)

区 分	金額
A 流動資産	36,553
B 固定資産	61,447
C 資産合計 (A+B)	98,000
D 負債合計	14,059
E 純資産 (C-D)	83,941

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人 江童皮ふ科

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県彦根市後三条町593-9

貸 借 対 照 表

(令和4年 2月28日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	36,553	I 流動負債	14,059
II 固定資産	61,447	II 固定負債	0
1 有形固定資産	10,022	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	0	負債合計	14,059
3 その他の資産	51,424	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	73,941
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	83,941
資産合計	98,000	負債・純資産合計	98,000

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 江童皮ふ科

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県彦根市後三条町593-9

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 3月 1日 至 令和 4年 2月 28日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	179,068
2 事業費用	177,157
本来業務事業利益	1,911
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	1,911
II 事業外収益	3,091
III 事業外費用	83
経常利益	4,918
IV 特別利益	380
V 特別損失	0
税引前当期純利益	5,298
法人税等	1,018
当期純利益	4,279

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 江竜皮ふ科

理事長 江竜 喜史 殿

私は、医療法人 江竜皮ふ科の令和3会計年度（令和3年3月1日から令和4年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年4月13日

医療法人 江竜

監事 江竜 喜